

公 告

1 糸商工第 号
令和元年 7 月 25 日
糸島市商工会

一般競争入札による商工会財産（建物）売却のご案内

糸島市商工会では、下記の物件を売却します。この物件の購入を希望される方は、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

記

1 売却物件について

(1) 物件の名称

糸島市商工会二丈支所

(2) 売払物件

<建 物>

所 在 地	糸島市二丈深江 1146
種 類	事務所及び倉庫
構 造	①事務所：鉄骨造り 2 階建 ②倉 庫：木造平屋建
延べ面積	①事務所：310.55 m ² ②倉 庫： 10.94 m ² (計)：321.49 m ²
竣工年月	平成 4 年 1 月

<給排水>

上水道、合併浄化槽

(3) 予定価格（最低売却価格）

100,000 円（消費税及び地方消費税を除く）

(4) その他

①一部に雨漏り箇所あり。空調機器の故障、他改修が必要な箇所があります。

②建物の現況確認は、購入しようとする方が自らの責任で行ってください。

※建物内部の確認をご希望の方は糸島市商工会までご連絡ください。

（糸島市商工会 TEL：092-322-3535）

2 建物用地について

(1) 敷地面積 454.12 m²

(2) 用地（土地）は糸島市深江区（以下「深江区」という。）の所有であり、別途、深江区と「土地使用賃貸借契約」を締結していただくことになります。

- (3) 深江区との契約時に賃貸料と別に、権利金 100 万円及び敷金として賃料の 1 年分が必要となります。
- (4) 建物の購入後、建物の一部または全部の又貸し（貸与）は認められません。

3 入札参加申込み資格について

- (1) 入札の申込みができるのは、個人及び法人を問いません。
- (2) 糸島市商工会の会員には限りません。
- (3) 下記に該当する方は入札のお申込みはできません。
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当する者。
 - ②契約を締結する能力を有さない者（成年被後見人、破産者等）。
 - ③その他、会長が不相当と認めた者。

4 物件の売却条件等について

- (1) 売却条件
 - ①建物は敷地内の工作物を含め現状有姿での引き渡しとし、売却後、隠れた瑕疵や不具合が見つかった場合でも、商工会は一切の責任を負いません。
 - ②地権者である深江区が、土地の賃貸借契約の締結を認める者であることが条件となります。
 - ③建物が不要な場合及び将来において不要になった際は、買受人の責任及び費用負担により適切に解体を実施し、更地に戻すことが必要です。
- (2) 用途の制限
 - ①購入者は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の事務所並びにその他周辺施設住民に著しく不安を与える施設の用に供することはできません。
 - ②居住を目的とした売却は致しません。

5 入札参加申込みに必要な書類について

- (1) 入札参加申込書（様式第 1 号）
 - (2) 誓約書（様式第 2 号）
 - (3) 建物利用計画書（様式第 4 号）
 - (4) 深江区の購入同意書（様式第 6 号）
 - (5) 個人の場合：住民票（世帯全員記載分）及び印鑑登録証明書を各 1 通
法人の場合：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書を各 1 通
- ※いずれも発行後 3 ヶ月以内のもので原本をご提出ください。

6 入札参加申込み方法について

本物件の入札への参加を希望される方は、令和元年8月26日(月)から令和元年8月30日(金)(土・日祝日を除く。午前8時45分から午後5時)までに、必要な書類を添えて糸島市商工会総務共済課窓口へお持ちいただくか、郵送でお申し込みください。

なお、郵送の場合は、8月30日(金)消印有効とします。

※ご提出いただきました書類等は返却いたしませんので予めご了承ください。

7 入札・開札について

(1) 入札日時・場所

入札日時：令和元年9月6日(金) 14時から

開札場所：糸島市前原北1-1-1 糸島市商工会 大会議室

(2) 入札の方法

①入札は入札書(様式第5号)の入札箱への投函をもって行います。

②郵送による入札は認めません。

※入札書には予定価格(最低売却価格)以上の金額を記載してください。

※代理人により入札するときは、商工会指定の委任状(様式第3号)を併せて提出してください。

(3) 開 札

開札は入札時刻の経過後直ちに、入札の場所において入札者立会いのもと行います。

(4) 入札の無効

①入札参加に必要な資格のないものが入札したもの。

②入札保証金が所定の額に達しないもの。

③同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの

④入札者の記名、押印のないもの、又は金額その他主要事項の記載が不明確なもの

⑤入札に際し不正行為があったと認められるもの及び、入札条件に違反したもの

(5) 落札者の決定

①予定価格(最低売却価格)以上の最も高い金額で入札された方を落札候補者とします。

②最高価格で入札したものが複数ある場合は、直ちに当該入札者によるくじ引きにより決定します。

③落札候補者は、本会理事会の承認を得て正式に落札者(物件購入者)となります。

8 売買契約の締結について

(1) 落札者(物件購入者)と糸島市商工会とは、落札決定の日から10日以内(土・日祝日を除く)に売買契約を締結します。それまでの間に深江区と土地使用賃貸借契約を締結してください。

(2) 売買契約の締結期限までに契約を締結しない場合は、契約の権利は無効となります。この場合、入札保証金は糸島市商工会に帰属します。

(3) 契約の権利が無効となった場合は、入札で次点となった方から順次、落札候補者とします。

(4) 売買代金以外に売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に係る登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は落札者(物件購入者)の負担となります。

9 入札保証金、契約保証金と売買代金の納付について

(1) 入札保証金

- ①入札参加者には入札しようとする金額の10%以上の額の入札保証金を入札の前に納付していただきます。
- ②入札の日時・場所の通知時に併せて納入方法をご案内いたしますので、入札の前に納付ください。
- ③落札者においては、入札保証金を売買契約時の契約保証金に充当します。
- ④落札者が期限までに契約を締結しない場合、その者の入札保証金は糸島市商工会に帰属することになります。
- ⑤落札者以外には、入札保証金を還付します。(概ね10日以内)

(2) 契約保証金

- ①落札者(物件購入者)には売買契約締結時に入札保証金と合算し、売買契約金額の20%以上の額の契約保証金を納付していただきます。
- ②契約保証金は売買代金の一部に充当します。

(3) 売買代金

- ①売買契約金額から契約保証金を差し引いた金額を、売買契約締結日より10日以内に、糸島市商工会が指定する方法で納付していただきます。
- ②売買代金を納付期限までに納付されない場合は、売買契約を解除します。なお、この場合契約保証金は還付いたしません。

10 所有権の移転等について

- (1) 糸島市商工会が売買代金の金額が納付されたことを確認した後、糸島市商工会から落札者に所有権移転登記に必要な書類をお渡しします。
- (2) 登記は落札者が行い、所有権移転登記に必要な費用は落札者の負担となります。なお、登記が完了した場合は、直ちにその旨を書面により糸島市商工会へ通知してください。
- (3) 所有権移転後に発生する公租公課等は落札者の負担となります。

11 問合せ先・入札参加申込み先

〒819-1118 糸島市前原北 1-1-1
糸島市商工会 (総務共済課)
TEL : 092-322-3535